

（1）都内の結核患者発生状況と結核病床等の現状

【結核患者の入院】

感染症法に基づき、結核患者は病原体を保有しないこと又は結核の症状が消失するまで感染症指定医療機関に勧告入院となる。（対象は喀痰塗抹検査が陽性の者）

【都内の結核患者発生状況】

近年東京都内の新規結核患者は徐々に減少傾向で2022年は1193人であった。

2021年 患者数 1,429人 塗抹陽性者数 545人

2022年 患者数 1,193人 塗抹陽性者数 453人

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、2020年2月以降、下の状況が生じている。

【稼働病床数の減少】

2024年1月現在の結核病床数は366床。このうち、3病院の結核病床（97床）は新型コロナウイルス感染症病床へ転用され稼働病床は269床。

その内、感染症法第37条第1項に基づく成人の入院が可能な病床は209床となっている。

【合併症や妊婦対応】

精神疾患を有する結核患者、人工透析や結核以外の手術やカテーテル治療等の専門的医療が必要な結核患者等の入院調整が困難な状況が継続している。

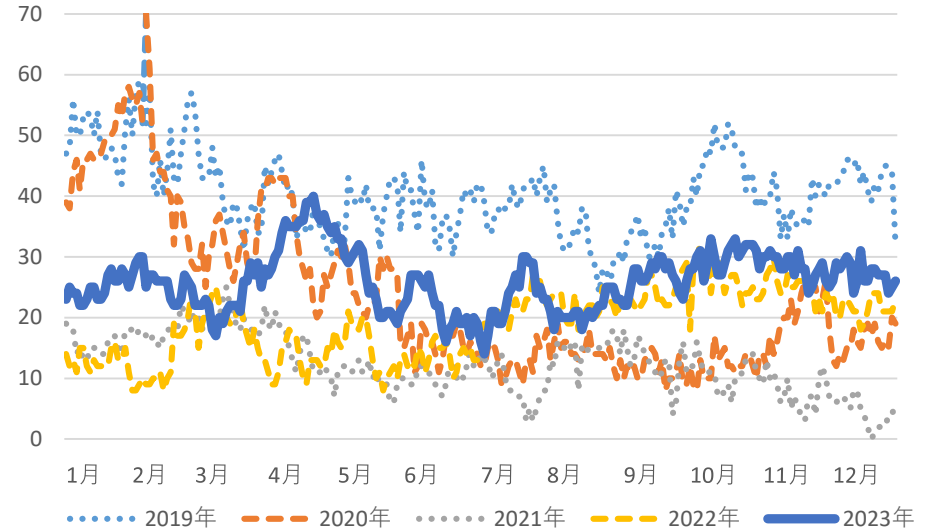
（2）結核医療体制の確保に向けた課題

- ・結核患者の発生は、減少し続けているため、新型コロナウイルス感染症等の他疾患との病床の兼ね合いなどのため、結核病床の縮小・廃止を検討している医療機関が複数存在する。
- ・新型コロナウイルス感染症等、結核以外の感染症の流行時には病床が転用され、結核患者の入院が困難になる可能性がある。
- ・塗抹陰性後の日常生活動作（ADL）の低い高齢者等は転院・退院がしにくく、入院が長期化する。
- ・合併症等、専門的医療が必要な結核患者の対応可能な医療機関に限られる。

（3）専門的な治療が必要な患者を取り巻く状況

- ・精神疾患、透析、小児など専門的な医療が必要な結核患者の治療は、これまで一部の結核指定医療機関に頼る場合が多かった。
- ・今後の感染症流行に備え、都は治療可能な医療機関を確保するため、それぞれの状態に対応可能な医療機関に働きかけをしており、今後も継続していく。

【図1】 東京都内結核病床の感染症法37条第1項に基づく入院が可能な空床数



【図2】 過去10年の病床数・東京都内のり患率（10万人対）の推移

